

開 議

○鈴木富美子議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、配付しております議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○鈴木富美子議長 日程第1、市政一般に関する質問を昨日に引き続き行います。

なお、浅野敏明議員から、資料の配付について申出があり、会議規則第150条の規定により許可いたしましたので、御報告いたします。

それでは、順次御指名いたします。

平 進介議員の質問

○鈴木富美子議長 順位6番、議席番号13番、平進介議員。

○13番 平 進介議員 おはようございます。共創長井の平 進介でございます。よろしくお願いをいたします。

このたびの一般質問は、大きく3項目についてお尋ねをいたします。

1つ目は、昨年10月からふるさと納税制度が改正され、本年度の寄附金の予算額が大幅に減額されております。そうしたことを踏まえ、新

たな返礼品について提案させていただきたいと思っております。

なお、野川小水力発電に関しましては、野川土地改良区の理事長さんにお話をさせていただいております。

2つ目は、このたび全員協議会で報告がありました固定資産税の課税誤りについて、確認を含めてお尋ねをいたします。

3つ目は、住宅使用料の収納状況と指定管理者制度の導入について提案させていただきます。

順次お尋ねいたしますので、前向きな答弁をお願いいたします。

初めに、1番のふるさと納税の拡大に向けて伺います。

(1)野川小水力発電の電気について、市長に伺います。

野川土地改良区は昭和37年に設立いたしました。長井市と飯豊町を関係行政区域とし、地区面積2,528ヘクタール、組合員数2,200余名を有する組織であります。野川幹線用水路は、長井ダムを取水源とする山形県企業局新野川第一発電所の放流水を導入し、置賜野川沿いに広がる農地に農業用水を供給しております。本用水路は、安定した水量と落差があり、この恵まれた水力を活用し、野川小水力発電所を整備しております。野川小水力発電所と野川第2小水力発電所の2基を整備し、年間発電電力量は約500世帯分の電力量に匹敵するとのことであります。この電気の売電先が東京の生協系の電力会社である株式会社パルスシステム電力ということのようであります。改良区の課長さんにお聞きしますと、加入世帯は約60万世帯で、ゼロカーボンに向けた取組に賛同し、事業を展開しているということでした。

また、生活協同組合パルスシステム東京へは、野川の水を利用して栽培したつや姫をおきたま農協を通して販売をしており、年に2回ほど田植の草取り作業や稲刈りなどの体験ツアーを通

してお越しいただいているということでございます。こうしたゼロカーボン、SDGsに関心を持っておられるパルシステム電力さんや野川土地改良区と協議を行い、小水力発電の電気をふるさと納税の返礼品とすることができないものかと思いましたが、様々高いハードルがあると思います。検討の余地はあるのではないかと思います。いかがでしょうか、市長にお伺いたします。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 おはようございます。

平 進介議員の御質問、御提案にお答えを申し上げます。

議員からは、ふるさと納税の拡大に向けてということで、野川小水力発電の電気をふるさと納税の返礼品として検討できないかという御提言をいただきました。ありがとうございます。議員から御紹介ありました株式会社パルシステム電力は、同社のホームページによりますと、首都圏を中心とした都県で活動する生活協同組合パルシステムグループにおいて、電気事業、古紙等のリサイクル事業、低公害・再生可能エネルギーの研究開発及び販売事業など、環境保全を推進する専門会社として設立された会社ということのようでございます。これは議員からも詳しく説明ございましたけれども、2011年3月の東日本大震災をきっかけに地球環境に関わるエネルギー問題の重要性を再認識し、電力供給事業をスタートさせたという社長のコメントがホームページに紹介されております。もともと長井市産米の取引などでパルシステムグループと関わりが深かったこともあり、市内に立地する野川小水力発電所の再エネ電気が全てこのパルシステム電力に供給されていることは議員御案内のとおりでございます。両者の連携は2014年、発電所設立当初から続いているということのようでございます。これは私も以前より聞いており、県のほうからもパルシステムのほ

うに供給するということが非常に評価されていると思っております。

また、同社では、野川小水力発電に限らず全国各地からバイオマス、あるいは風力、水力、太陽光などの再エネ電気を集めまして、「パルシステムでんき」として同グループの事業所や生協の組合員などに販売しております。今年3月までの実績によれば、パルシステム電力が一般家庭に販売供給した電気のうち、水力発電によるものは全体の4.3%で、その一部が野川発電所由来の再エネ電気ということになります。

これを長井市のふるさと納税の返礼品として取り扱うためには、まず野川小水力発電による再エネ電気の割合を総務省の地場産品基準というのがありまして、これは大変厳しいです。この基準に適合するまで引き上げる必要があるんですね。ですから、パルシステム電気の全体の4.3%が水力電力、水力の由来の電力であるということなんですけれども、適合基準というのが非常に厳しくて、仮に基準をクリアする電力契約プランをパルシステム電力さんにつくっていただいて、野川小水力発電の電気を返礼品として商品化した場合でも、問題はふるさと納税寄附金として市の財源は見込めるかもしれませんが、一方で、野川土地改良区も含め、地域企業の利益につながるかという点では、ふるさと納税の目的は行政側はありがたいんですが、残念ながら地場企業、地場関係者にはメリットがないということで、ここの基準がふるさと納税とちょっと違うという点でございます。

電力というのは、これは議員御提言いただきましたように、ふるさと納税として使えと、もうそういう例があるわけですよ。それはそのとおりなんです。また、環境施策の視点で申し上げますと、地域の成長戦略としてカーボンニュートラルを定められた期限まで達成するためには、地域の再生可能エネルギーは地域の電力会社を通して地域で消費するという地産地

消の取組が大変重要でございます。地域の新電力会社、例えばおきたま新電力とか、あるいはやまがた新電力とか、これは地元でそもそも地産地消しようということをつくった会社なんです、こういった会社を通してだとかかなりいろんな基準も満たせるし、なおかつ地域にもふるさと納税として地域企業等々に還元できるというメリットがあるんですが、まずは地域の先ほど申し上げました新電力会社などと協力し、再生可能エネルギーを市全域に普及させることがまずは先決なのかなと。市外への供給が前提となるふるさと納税返礼品としての活用については、現段階ではかなりハードルが高くて、これはできないというわけではないでしょうけども、パルスシステムさんそのものが全く多分基準的に合わないの、そこをクリアするというのは多分難しいと、今の段階ではそのように考えておりまして、次の段階で検討すべき内容ではないかなと考えているところでございます。

○鈴木富美子議長 平 進介議員。

○13番 平 進介議員 なかなか総務省の適合基準が厳しいというお話であります。おきたま新電力のほうは何か可能性あるというお話でもありますので、何かしらふるさと納税の返礼品になるような形で少し検討いただければありがたいと思います。

（「そちらに移れば可能だと思います」の声あり）

○13番 平 進介議員 このパルスシステム東京さんと長井の体験ツアー、四十数年も続いているんだそうです。春と秋の2回で毎回30人ぐらいおいでになるそうです。今年は今月の16、17日においでになるということでございました。田植の時期は忙しいので、田植が終わった後の草取り体験ツアーで、子供たちも田んぼに入って、カエルなどの生き物調査なんかするんだそうです。そして稲刈りツアーなども手刈りでくいがけをして、五、六本くいがけして、それが

乾燥したらば、それを箱に梱包して送ってやって、向こうの小学校の体育館で5年生が脱穀体験をするというお話のようでした。こうした交流が続いて長井市のファンになってくださる方もたくさんいらっしゃるということです。

この電力のほかに長井市の水にもかなり興味を持っておられるということですが、長井市で出してるペットボトルが環境に負荷を与えていることで駄目だということのようなんですけれども、こうしたペットボトル以外の代用のものについて、長井の100%天然水の水をこうしたパルスシステム東京さんへお送りするような、そういう手だてなんかについてはいかがでしょうか。市長ちょっと少しずれた質問かもしれませんが、同じふるさと納税の返礼品ということで伺いたいと思います。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 どうも御提案ありがとうございます。平議員おっしゃるように、大変長い付き合いで、実は私もパルスシステムの本部のほうにお邪魔したことありまして、それで、今、平議員からあったように、水、まあ米は農協さん通じて、今はつや姫ですよ。もともと菅野芳秀さんと知り合いの方たちがつくった生協さんで、それで菅野さんのほうからの声もかけていただいて続けていると私は認識しております。ぜひ野川の清流で作った米は野川の水で、地下水で炊飯してもらいたいと。ついては、水の供給についてはたくさんあるのでというか、かなりの資源があるので、使っていただけないかということで、具体的にお願ひしたこともございます。当時は議員からもございましたように、ペットボトルが駄目だということで、紙パックのやつだと大丈夫だということなんです、炊飯のみならず、もちろん水ビジネスなさってるはずなんですけれども、例えば協同食品さんでも、今は休んでますけれども、あそこの会社に相談したりして、紙パックで大きい500ミリとか1リ

ットルじゃなくて、もう少し大きい単位でできないかとか。それで、場合によっては市のほうでそれをまず試験的に米と一緒に無償で提供するので、御検討いただきたいということで、何回かお願いはしたんですけども、残念ながら実現には至らなかったと。多分、水は別な場所で供給してるんですね、と私はその当時は考えました。これからどうかっていったときには、可能性はあるとは思いますが、水ビジネスは輸送コストが全てなんです。ですから、そういったところについては、パルシステムさんではなく、私ども連携協定を結んでいる別な企業のほうとそういったところの話は今進めておりますので、そういった場合には水道事業所の企業会計で採算的に合えばそういう設備投資などもしながらやっていけないのかなと。

したがって、パルシステムさんとももう少し深く付き合いたいんですが、何せ規模が大き過ぎて、ちょっと私ども長井市クラスでは、なかなか一つの市町だけでは対応できないので、連携して、例えば置賜3市5町と一緒に組むとか、そういう規模なんですね、パルシステムさんは。そんなことで、今後ぜひ検討してもらいたいと思いますので、引き続き御提言をお願いしたいと思います。

○鈴木富美子議長 平 進介議員。

○13番 平 進介議員 加入世帯60万世帯、大消費地ということで、そこにお付き合いが少しあるということも、大変ありがたい。何かそこからつながっていきけるものがあればなと思っておりますので、ぜひ引き続き検討いただければありがたいと思います。

次に移ります。(2)のやまがたアルカディア観光局の旅行商品について、市長に伺います。

長井市の返礼品について、「ふるなび」を検索してみました。肉・ハム類や米・パンなどのカテゴリーがあり、348件の返礼品の商品があるようです。中には品切れとか準備中というも

のもありましたが、実質的な返礼品の種類としては、私が数えたところでは45種類前後くらいかなと思ったところです。

そのカテゴリーの中に旅行・チケットがあり、そこをクリックすると、はぎ苑利用券、タスパークホテル利用券、シルバー人材センター利用券の3つが出てきました。私はせっかく地元の旅行会社やまがたアルカディア観光局がありますので、そこで開発した企画商品も返礼品になるのではないかと思ったところでした。様々あると思いますが、これは前にも提案したことだったんですが、水陸両用バスや三淵通り抜け参拝などの商品は、自販機などの設置によって、お越しになった方がその場でふるさと納税をしていただいで乗車することなども可能になるのではないかと思ったところですが、この辺についての市長の見解をお伺いいたします。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 議員からこちらも御提案という形でいただきまして、感謝申し上げます。

ふるさと納税の返礼品として、議員おっしゃる体験型サービスを加えることについては、これまで何度か議員の皆様からも御提案いただき、やまがたアルカディア観光局など関係機関と共に協議を重ねてまいりました。今年2月末には、水陸両用バスをはじめ、水上自転車体験、SUP、SUPってサーフボードの上でやるやつなんですが、SUP体験など、水上、ウォーターアクティビティを体験型返礼品として総務省にもう申請してるんですね。それで、おかげさまで先月の下旬、ようやく許可をいただいたところでございます。現在、やまがたアルカディア観光局と詳細を詰めてるところですので、条件が整い次第、取扱いを開始したいと考えています。

なお、自動販売機の設置なんですけど、これはちょっとそぐわないだろうと。それはなぜか

という、その場でふるさと納税した方に水陸両用バスなどを御利用いただくという御提言になるわけですが、体験型サービスの場合、予約や運行状況によって調整の必要がありまして、自動販売機での対応にはちょっと課題が多いのかなと思っております。また、隣の飯豊町さんなんかでは、そういうのを設置してるようではございますが、かなり高額、今のところもう少し安くなればかもしませんが、経費の中に入るわけですね。経費率もかなり厳しいです。

したがって、例えば昨年の10月以来、私どもの場合は置賜地域地場産業振興センターを窓口、そこに従来の納入の地元の業者さんに協力いただいて、それら全て含めて5割以内ということなんですが、10月の改正で置賜地域地場産業振興センターのほうが利益を出せなくなりました。ですから、今まで例えば牛肉を納税として返礼品を選んでいただいた場合、例えば5,000円の売価のお肉について、置賜地域地場産業振興センターでも手数料頂くわけですが、それが頂けないと、5割以内、ゼロになるんですね。

ですから、非常に置賜地域地場産業振興センターも厳しい経営になってしまいました。それぐらい総務省のほうではふるさと納税というのはかなりいろんなところでいろんなやり方をしてるものですから、かつて、どことは言わないですけども、関西のほうのある市が商社を通して全ての全国の商品を取り扱って、なおかつそれをなお一層ふるさと納税を集めるためにポイントみたいなので大盤振る舞いしたり、めちゃくちゃなことをやってしまったおかげで、結局これでは駄目だということで、本当の適正なふるさと納税の趣旨、それに照らし合わせなきゃいけないというので、何回も改革改革で来て、昨年の10月はとうとう私どもは主力のキンピールが取り扱えなくなったと。そのキンピール

も長井市がやってるといって、議会でもいろいろ質問いただいた。おかげさまでほかの町もやり出したわけですね。そうすると、何がされたかという、工場がある自治体しか認めませんと、こうなってしまったんですね。ですから、そういうふうにしていろんな経過があって、厳しい条件が付されてしまったということで、経費率なども考えて我々しなきゃいけないのかなど。

なお、水陸両用バス、議員御提案のとおり、ここでしか味わうことのできない魅力ある体験サービスを返礼品としてPRすることで、長井を訪れてみたくなる、または体験した方が長井のファンになり、継続的に関係性をつなげるそのきっかけになるような取組も今後も積極的に進めてまいりたいと思いますので、この間はバンジージャンプ、これは北海道・東北では唯一なんですね。ただ、これを常設して大丈夫なのかという、それだけの設備投資をしなきゃいけないということもありまして、この辺は取りあえずは期間的にバンジージャパンという会社と連携しながらやっていきたいと思っておりますが、ぜひ引き続きいろいろな我々行政側からの考え方だけでなく、議会からの御提言なども引き続きいただければありがたいなと思います。

○鈴木富美子議長 平 進介議員。

○13番 平 進介議員 体験型サービスのほうについても、総務省に申請して許可になってくるものもあるというようなことで、引き続き発掘していただければありがたいなと思います。

次に移ります。(3)の返礼品開発に取り組む企業等への補助制度について、市長に伺います。

まず、先ほどの返礼品のカテゴリーの中には工芸品もありまして、そこにはけん玉、成島焼、鋳物がありました。けん玉と成島焼は皆さんも御存じだと思いますが、鋳物については、山形

精密鑄造さんが自然をモチーフにしたステンレス鑄物花器として「あやめの茎」が出品されておりました。同社は自動車の排気部品をメインに製造しながら、2017年に新たに生活雑貨の分野に参入され、ロストワックス鑄造技術を生かした繊細で有機的なアイテムを製作しているという紹介でございました。

このような企業の技術を生かして新たな商品を開発できる事業所が市内にもっとあるのではないかと思ったところでございます。以前、首から下げるアルミ製の薬入れとか、灰皿みたいなケースを開発された会社があったように記憶しておりますが、市内の事業所等に呼びかけて返礼品開発に補助金を交付するような制度を取り入れてふるさと納税制度を応援していただくようなシステムがつかれないものかなと思ったところでございます。この件に関しての市長の見解をお伺いいたします。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 議員から返礼品の開発に地元の企業のほうに広く募集して、その際に補助制度など取り入れてはどうかという御提言でございます。

何度も恐縮でございますが、議員御承知のとおり、ふるさと納税制度では、昨年10月の改正に伴い、寄附金額の5割以内とされる募集に要する経費の範囲が拡大されたんですね。それまで対象外とされてきた経費が新たに5割の中に入るということで、経費率の上昇が避けられず、業務委託料の見直しや返礼品に対する寄附金の値上げなどによって何とか基準以内に抑えようとして対応しているところですが、例えば同じ牛肉、米沢牛、米沢牛同士でのあんまり争いはないんですが、例えば神戸牛とか松阪牛とかいろいろあるわけですね。そうすると値段なんですよ。どのぐらい安いかと。同等の国産の和牛、しかもブランド品だったら1キロでどのぐらい安いかというところに集中するんですね。そう

いう傾向がございます。何とか返礼品に対する寄附金の値上げなどで、先ほど言ったように基準以内に抑えようとして対応しているところですが、値上げすると今度寄附をしてもらえないということがあると。

議員からはただいまありましたように、返礼品開発に対して市で補助金で応援してはどうかという御提案をいただいたんですが、ふるさと納税返礼品開発のための補助金は、当然のことながらふるさと納税募集に要する経費とみなされるんですね。したがって、経費率に算入されることとなりますので、これまた厳しくなるという状況でございます。また、補助金を投入した商品が必ずしも寄附者の皆さんに喜んでいただける、選んでいただけるとは限らないんですね。その場合は補助金という経費の割合だけが膨らむ結果となると。

議員から御紹介いただきました、例えば山形精密鑄造さんとか、そういった優れた技術を生かした魅力ある地場産品の開発は、ふるさと納税返礼品としてまちのイメージアップにつながるだけではなくて、地場企業の利益にも直結するものでございますので、ぜひ多くの企業に取り組みでいただきたいと考えています。ただし商品開発の支援としては、市から直接とかではなくて、例えば経済産業省が行う補助制度などもございまして、長井商工会議所と連携しながらこういった補助金をうまく活用するというのも一つの方法かなと考えております。市としても魅力ある商品をふるさと納税の返礼品として積極的にPRすることで、市内企業の皆さんの頑張りを後押しするような取組を今後も継続してまいりたいと考えております。

なお、例えば長井にある企業さんではないんですが、長井のほうでいろいろお世話になっている企業さん、これ食品加工のほうですね。コーディネートなどしていただいている会社さんがいるんですが、その会社のほうでは自ら工場を建

設して、そういう商品開発でふるさと納税に資するような商品開発をしようというような取組をなさっている企業もごございます。これは大変ありがたいわけで、それはふるさと納税にならなくても自分たちがいろいろ営業展開する上で、おいしくて地場の食品など特徴ある食文化を提供するというでなさってることなんですが、片方でふるさと納税の商品でもしかしたら全国的に注目浴びるんじゃないかという取組もされてますんで、むしろ私どもはそういった地場企業さんの努力をぜひ期待してるところでございませう。

○鈴木富美子議長 平 進介議員。

○13番 平 進介議員 市の補助が難しいというようなことでございますので、今市長からありました経済産業省の補助制度など活用していただきながら、市内の企業さんにも応援していただくような体制を取っていただければ大変ありがたいなと思ひます。

次に移ります。次の項目でございませう。2番の固定資産税の課税誤りについて伺ひませう。

(1)の課税誤りの発生原因はについて、税務課長にお聞きをいたひませう。

去る5月16日に開催されました全員協議会において、課税誤りの発生原因は、土地及び家屋担当者の情報連携不足や現況の把握不足によるものでございませうりましたが、もう少し具体的などころをお聞かせいただきたいと思ひませう。

固定資産税係には、土地、家屋、償却資産の担当がいますと思ひませうが、これまで相互の情報の共有がうまくいってなかったということなんでしょうか。この辺について、税務課長にお聞きをいたひませう。

○鈴木富美子議長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 おはようございませう。

初めに、このたびの固定資産税の課税誤りにつきましては、議員の皆様、そして市民の皆様には大変御迷惑をおかけしましたことに改めてお

わび申し上げます。誠に申し訳ございませうでした。

それでは、ただいまの質問にお答えをいたひませう。

発生の原因につきましては、例えば新築の場合ですと、家屋の担当者が家屋調査に行き、その結果を土地担当者と共有し、土地担当者が公図や住宅地図、建物図面等複数の資料から所在地、あとは利用状況等を確認した上で、住宅用地特例適用等の処理を行う流れになります。新築なのでただフラグをつけるというような単純な作業ではなく、画地を確認する作業がとても重要となります。このような流れに沿った事務処理が一部で行われず、家屋、土地それぞれの事務処理となつてしまい、情報の共有がされていないケースがあつたと認識をいたひませう。今現在は調査に赴いた物件について、土地、家屋共通で使用する一覧表を作成し、処理状況を確認をいたひませうしていることで、住宅用地特例の適用漏れ、あと解除漏れを防いでおひませう。今後は月1回、土地、家屋担当で調査の状況報告を行つてまいります。

○鈴木富美子議長 平 進介議員。

○13番 平 進介議員 次に移ります。(2)の過大課税による課税誤りの対応21件について、税務課長にお聞きをいたひませう。

過大に課税した課税誤りの件数が21件で、平成26年度から令和5年度までの10年間で485万6,200円とのことですが、最大の方の金額とその理由をお聞きをいたひませう。

また、特例課税を受けていなかった住宅用地があつたということではございませうが、住宅を新築した以降は特例措置の対象となるべきだつたと思ひませう。その場合は、新築年数からの経過期間かと思ひませうわけですが、その場合の年数は長い方で何年になるのか、税務課長にお聞きをいたひませう。

○鈴木富美子議長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 過大課税による最大の還付

額は131万9,800円で、この方の場合はアパートの部屋数12部屋がカウント漏れの誤りでございます。

住宅用地特例の漏れにつきましては、新築の場合ですと、都市計画区域内においては建築確認の申請が必要となり、それ以外におきましては、工事届の提出が必要になります。また、登記を法務局のほうに申請しておりますので、新築または増築による調査対象の家屋については、こちらで把握しておりますが、まれに請負業者からの提出がない場合がございます。住宅用地特例につきましては、昭和48年に住宅用地に対する課税標準額の2分の1が創設され、翌年49年に200平米以下の小規模住宅用地は4分の1とする特例措置が導入されました。家屋課税台帳から建築年次は確認できますが、建築当時から住宅用地特例が適用されていたかどうかについては確認できませんでした。

○鈴木富美子議長 平 進介議員。

○13番 平 進介議員 このたびの過大課税による誤り、課税誤りによって、市民の方、納税者の方に返還金の積算根拠を示して丁寧に説明する必要がありますし、そうされていると思うわけですが、どのように対応されているのかお聞きをいたします。

○鈴木富美子議長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 今回、過大課税のほうは21件、過少課税のほうは32件、合計53件が対象となりました。そのうち県外、市外の方が11件おられましたので、こちらのほうは郵送させていただきました。そのほかの42件につきましては、1件1件訪問させていただきました。今回の課税の誤りがなぜ起きたのかというようなことについて詳しく、丁寧に説明をさせていただいて、御理解いただいたという報告を受けております。

○鈴木富美子議長 平 進介議員。

○13番 平 進介議員 次に移ります。(3)の過少課税による課税誤りの対応32件について、

税務課長にお聞きをいたします。

住宅が建っていない更地に特例を適用されていたのが32件あったということですが、先ほど少し理由あったのかと思いますが、この理由について、税務課長にお聞きをいたします。

住宅を取り壊してしまったために、本来特例を解除しなければならないのに、そうした手続をしなかったということなども含まれているのかどうか、その辺についてもお聞かせください。

○鈴木富美子議長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 解体等により家屋台帳システムは滅失の処理がされた状態でしたが、土地台帳システムの住宅用地特例の解除の処理がされていなかったことと、あと除却届が未提出の方もいらっしやいましたし、住宅を店舗にするなど、使用方法の変更につきましては、本人からの申請がないとなかなか把握は難しいものとなり、このたびの過少課税のほうに該当することになってしまいました。

○鈴木富美子議長 平 進介議員。

○13番 平 進介議員 次の(4)です。長井市固定資産税等過誤納返還金支払規程について、税務課長にお聞きをいたします。

長井市固定資産税等過誤納返還金支払規程は、市の瑕疵による賦課決定の場合に、地方税法上の5年の規定にかかわらず、10年間に遡及して税相当額と利息相当額を納税義務者に支払うということのようであります。また、市長が認めるときは、20年を限度に返還する規定となっております。この規程を定めた時期と理由について、税務課長にお聞きします。

また、平成30年7月に一部改正されているようですが、その改正内容についてもお聞かせください。

○鈴木富美子議長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 返還金につきましては、地方税法第18条に基づき5年と定められており、

5年を経過すると時効により消滅となります。しかしながら、本市でも5年を超える過誤納金が発生したため、近隣他市町の事例を参考として、還付の対象期間を10年まで遡ることとした内容で、平成29年2月の27日付で制定し、納税者不利の解消を図ってまいりました。

また、平成30年7月に一部改正しました内容につきましては、同規程第5条第2項の2行目になりますが、市長がそれを認めたときの次に、もしくは市長が当該還付不納額を確認した場合を加えて改正しております。

○鈴木富美子議長 平 進介議員。

○13番 平 進介議員 近隣の市町に倣って平成29年の2月27日に制定されたということのようでございます。ほかの市町もこういった似たようなものがあるということだと思います。

次に移ります。(5)再発防止対策について、市長に伺います。

2点お伺いします。1点目は、再発防止策について、全員協議会では土地及び家屋担当者間の連携を密にするとともに、現況把握を徹底し、複数職員による確認体制も強化するなど、再発防止に努めてまいりますとしておりますが、もっと突っ込んだ再発防止策が必要ではないかと感じたところです。

税務職は専門的な知識を必要とされるポジションだと思っております。市民税、固定資産税、収納など、それぞれの分野で専門性を生かし、業務を遂行されていると思います。そのため、人事においても核となる職員については、ある程度長い期間配属するといった配慮が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 これまでは家屋調査や土地の現況調査等に赴く機会を活用した周辺パトロールということで市として行っていたようです。今後は地区、期間を定めて計画的にパトロールを

実施していきたいと思っております。また、ホームページや市報への掲載内容も精査しまして、本人はもとより、庁内や関係団体へ情報提供の協力を依頼しながら、現況把握を強化していきたいと思っております。引き続き入力作業のダブルチェックを行い、担当者以外によるチェック作業も行っていきたいと思っております。

この項の2点目でございますが、税務職員の人事について、議員からございました。専門的な知識を要しますので、税務職員については市町村アカデミー千葉の研修で昔は行ってなかったと思うんですが、ここ10年ぐらいは交代で例えば1週間から10日ぐらいの泊まりがけの研修に行き、缶詰で勉強してきてもらおうと、そういうことを行って、税に関する知識の習得には力を特に入れてきましたので、今後も継続していきたいと思っております。

また、評価替えを迎える前、2年間の移動は慎重に行っていくこと。それから専門的知識を習得し、的確な判断ができる能力を備えた職員がいなくなって、また一からのスタートにならないような適正な人事が必要だと考えております。税務課の中でも市民税、固定資産税、それから収納、大きく3つに分かれるわけですが、特に専門的知識というのは固定資産税のほうが強いのかなと。ただ、法改正というのは頻繁にあるわけで、それらについて、おっしゃるとおり、かつては長い職員、今も長い職員いるわけですね。その方を中心にきちんとやっていたんですが、そのときそのときの体制なんですね。ですから、短い例えば3年、5年ぐらいの人しかいなくて、7年、10年なんて人いない時期でも適切にやってる場合もありますし、長い人がいるにもかかわらず、ミスが連発ということもあるんですね。結局、できるだけ我々特に小規模の市町村、地方自治体は、税の知識というのは、いかに市民の皆様から苦勞されて働いたその税金を納めていただいているかということ

を身をもって体験する。あと税の知識をちゃんと習得するというのは非常に重要だと思ってますので、できるだけ多くの人に行ってもらいたい。

一方で、長くいますと、法律に基づいて仕事するので、ほかに移ると非常に堅い思考っていますか、柔軟性がないんです。以前こういうことがありました。人事でもう十分、十何年いらっしゃるから移ってくださいと。嫌ですと。私はこれがやりたいんだということで、結局その職員は退職しました。それから今回の件でもそうだったんですが、各市民の皆様丁寧に説明すると。経験年数が短い職員は一生懸命丁寧にするんです。ところが長い職員は、往々にして、誰とは言わないです、往々にして横柄なんです。そういう苦情が実はあります。

ですから、平議員おっしゃるのも分かるんですが、私は法に基づいてその仕事を忠実にやるという仕事は、3年、5年はいいいんですけど、10年、15年というのはあるべきじゃないと思います。一番楽ですよ、法に基づいてやってるのは。法改正さききちとやって、それでやってればいいわけですから。ただし、じゃあ、例えば収納なんかも苦労して、なかなか納め切れない人のためにどういうふうにしてその方に寄り添って、税の滞納しないような取組をするかというのは、これまた工夫が必要なわけですね。したがって、人事については、議員おっしゃるのもごもっともですが、私はその限りじゃないと思っております。

したがって、今回、こういう事件っていいですか、事故を起こしてしまったんですが、これは今までもずっとあったわけですよ、繰り返し繰り返し。その都度いろいろやってきたんですが、そのときの人の関係っていいですか。あと、すごく仕事は常に一生懸命やってて、すごく適正になさってるんですが、たまたま抜けてしまった、あるいは往々にしてあるのは、隠すんで

すよ、隠す。我々には絶対報告しない。大ごとになってからじゃないと報告しない。そういう体質が大分なくなっただんですが、まだあります。ですから、例えば国税のほうは、これは専門官ですから別なんですけど……。

(「そのくらいにして」の声あり)

○内谷重治市長 はい、分かりました。

いや、人事の話なので、平議員はよく御存じなわけですよ、人事のこと。ですから、私の考えを申し上げたということでございます。

○鈴木富美子議長 平 進介議員。

○13番 平 進介議員 長くても横柄な職員にならないように育てていただきたいと思うわけです。

次に移ります。(6)に行きます。下水道使用料等請求漏れに係る請求との公平公正性について、市長に伺います。

このたびの固定資産税の課税誤りでは、過大に課税した納税者には10年分に利息をつけてお返しし、過少課税してしまった方32件については、本市の課税誤りであり、地方税法に定める5年間を遡って追加課税することはせず、令和6年度課税分から正しく課税させていただきますとしております。

現在、上下水道課では、下水道使用料等請求漏れにより遡及して支払いをお願いしております。中には60回の分割支払いで納めていただく方もおられるわけですが、こうした過去に遡る場合と課税の誤りのように過去に遡らない場合があるという点で、市民目線でいえば、行政の公平公正性に欠けたところがあるのではと思う方もいらっしゃるのではないかと思います。実際に全員協議会への報告、説明の折にも、議員からこうした発言がございました。

固定資産税は台帳課税主義で賦課課税という原則があります。このために遡及は難しいということになるのでしょうか、市長の見解を伺います。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 平議員おっしゃるとおり、固定資産税は賦課課税で、こちらの誤りであると認識しております。市県民税の修正申告による追加徴収とは違い、固定資産税の場合はこちらで現地の状況を把握し、それに基づいて賦課決定をしていくこととなりますので、今年度から適正な税額で課税することに決定したところです。

○鈴木富美子議長 平 進介議員。

○13番 平 進介議員 この項目では最後になります。(7)の課税誤りに係る責任の所在について、市長に伺います。

このたびの課税誤りにより、過大に課税したものが21件で約485万円、過少課税したものが32件で約194万円ほどであります。このたびの課税誤りに係る責任の所在について、市長はどのように考えておられるのかお伺いします。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 今後の対応につきましては、このたびの課税誤りの対応を今速やかに行っているところですが、市民の皆様の御理解をいただき、状況を確認した後、懲戒処分審査会にて決定したいと考えておりますが、一昨年の鶴岡市の事例、その処分などの、その後もございましたので、そういったところを参考に審査会で決定したいと考えております。

○鈴木富美子議長 平 進介議員。

○13番 平 進介議員 次に移ります。最後の項目になります。3番の住宅使用料等の収納状況について伺います。

(1) 令和5年度末の収入未済額の見込みはについて、建設課長にお聞きをいたします。

住宅使用料の収納状況について、これまで滞納繰越分等が多いことから、各年度の決算ごとに議会に報告していただいております。令和5年度末の見込みについてはどのようになっているのでしょうか、建設課長にお聞きをいたします。

○鈴木富美子議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 本市におきましては、市営住宅9か所184戸、定住促進住宅2か所92戸を管理運営しております。

平議員から質問のありました令和5年度末の収入未済額につきましては、市営住宅が12名で339万6,770円、定住促進住宅が3名で22万9,240円、合計で362万6,010円で、平成30年度の半分ほどの額となっております。

これまで電話、訪問による催促や保証人への依頼、また、本人へ事情等を聞きまして、分割納付相談に応じるなど、粘り強く状況に応じて細やかに取り組んだことが功を奏して収納率は向上しているところでございます。

また、滞納繰越額をできるだけ抑えるためにも、現年分の収納率を高めるよう努めております。参考までに令和5年度の現年分の収納率は、市営住宅で98.51%、定住促進住宅で99.65%と高い水準となっております。

いずれにしましても、市営住宅は公営住宅法に基づきまして住宅困窮に対する低額所得者に対して低廉な家賃を供給するというセーフティネットとしての役割を担っておりますので、その理念を遵守しながら引き続き収納率の向上に取り組んでまいります。

○鈴木富美子議長 平 進介議員。

○13番 平 進介議員 最後になります。

(2)の指定管理者制度の導入検討について、市長に伺います。

収納状況について、今、建設課長からございました。令和5年度末で362万円ほどになるということでしたから、平成30年度で680万円ほどでしたから、そこから比べれば徐々に減少してきておりまして、職員が未納者の方に懇切丁寧に対応しているおかげだと思っております。未納に係る収納業務は非常に大変だと思っております。職員の収納業務に係る負担の軽減を図ることも必要ではないかと思われました。

そのため、指定管理者制度を導入して、未納者の方と土日の相談日などを設けることなどにより、収入未済額を減らすことができるのではないかと思うわけですが、指定管理者制度の導入検討について、市長の見解をお伺いいたします。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 平成15年の地方自治法改正により、議員からもありましたように、指定管理者制度が導入されて以来、公営住宅の指定管理者制度については、国土交通省の資料によりますと、令和3年12月時点になりますけれども、67都道府県・政令指定都市のうち45事業主体で導入されていると。滞納家賃等回収業務の外部委託については、64事業主体で導入されています。簡単に申し上げますと、規模が違うんですね。私どもの場合は、雇用促進住宅も含めて276世帯でございます。多分桁が大分違うんじゃないでしょうか。そういうことでのメリットがあるんだろうと思います。全国的に見ますと、管理戸数が多い人口規模の大きな自治体はそのスケールメリットを生かして実施しているケースが主であり、長井市においては担当1名と副担当1名のおおむね2名の体制で事務を行っておりますが、実際の年間に係る人件費は1人分にもなっていないっていいですかね、そのぐらいの事務量というのが実情でございます。担当者は市営住宅、定住促進住宅以外の業務を担当することから、本市においては市場規模が小さく、指定管理者制度がうまく機能する環境にないのではないかなと考えております。

一方で、長井市の市営住宅については老朽化が進んでおりまして、現状は長寿命化計画を策定して対策しておりますが、いずれは建て替え等も検討しなければならない時期が来ると思われます。国の補助制度としてPFIの事業方式の一つであるBTO方式についても国庫補助対象となってきておりますので、将来的には更新

が必要になった際は、そういった整備と運営をセットで考えることで民間活力を導入できないか検討を進めてまいりたいと思います。

○鈴木富美子議長 平 進介議員。

○13番 平 進介議員 いろいろ答弁いただきました。特に長井市の貴重な財源となっているふるさと納税の提言については空振り三振みたいなちょっと感じもするわけですが、いずれにしてもふるさと納税については本当に長井市の貴重な財源になるわけですので、魅力ある返礼品の発掘によって多くの皆様に応援していただけるようなそういうふうなふるさと納税になれば大変ありがたいなと思っております。今後ともよろしくお願いをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

浅野敏明議員の質問

○鈴木富美子議長 次に、順位7番、議席番号11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 おはようございます。共創長井の浅野敏明でございます。

このたびの質問は、大きく3項目の質問になりますので、よろしくお願いをいたします。

1番目の質問は、能登半島地震を教訓とする防災対策について質問いたします。

能登半島地震に係る質問は、さきの3月定例会において、竹田陽一議員と鈴木一則議員からも質問がありましたが、このたびは重複しない項目の質問になりますので、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

能登半島地震の発生から6月1日で5カ月が経過しました。石川県内でこれまで245の方がお亡くなりになり、3人の行方不明者もおります。被害を受けた住宅は12万700棟超で、そ